

# 行動リハビリテーション研究会 動画配信サービス利用指針

## 1. 目的

行動リハビリテーション研究会は、行動分析学とリハビリテーションに関する研究を促進することによって、リハビリテーションの進歩に寄与することを目的としている。

この指針は、行動リハビリテーション研究会の動画配信サービスに携わるすべての者が順守すべき基本方針を示すことにより、行動リハビリテーション研究会とユーザーの良好なコミュニケーションが推進されることを目指して作成されたものである。

## 2. 利用指針

1. 行動リハビリテーション研究会の会員は、動画配信サービスを無料で利用することができる。
2. 行動リハビリテーション研究会の動画配信サービスを利用する全ての会員は、動画サービス利用指針を遵守する必要がある。
3. 会員は、配信された動画を複製・転載・配布・再配信してはならない。
4. 会員は、動画視聴のためのパスワードを第三者に知られることがないように、本会員本人の責任で厳重に管理しなければならない。
5. 行動リハビリテーション研究会は、パスワード等の不正使用等に関して生じた一切の損害について責任を負わないものとする。
6. 動画配信サービスを第三者が無断使用した場合でも、すべて当該会員の行為とみなされ、会員自身が責任を負うものとする。

## 3. 改正

動画配信サービス利用指針の内容の不備が指摘された場合、理事会にて審議し必要に応じて改正案を作成する。改正は理事の3分の2以上の合意による。

## 4. 施行期日

この指針は、2012年11月1日から施行する。